

# 第7回要望と回答 ①立地制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

# 参考資料1

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	①	環境アセス期間内における調査作業の容認	環境アセス期間内でも現況調査を除いた期間であれば、地盤土質ボーリングや調査井掘削の調査作業については容認、明確化していただきたい。アセス期間内の調査作業が容認されれば、開発工程の短縮が可能となる。特に、積雪地では実質作業期間が短いため、年単位の短縮可能性がある。	調査作業の実施判断は事業者に委ねられている。事業者は手戻りリスクを覚悟し、アセス期間内調査を断念している状況。	環境省	環境影響評価法では、環境影響評価手続き終了前に事業に着手することを制限する規定がありません（第31条） ただし、地熱発電事業におけるボーリング調査や調査井掘削など、環境アセスメントを進める上で必要な事業計画の検討のために行われる事前調査については認められております。	環境影響評価法第31条	対応	地熱発電事業では、事業計画の詳細を検討するにあたって、地下に関する情報が不可欠と考えられ、環境影響評価手続を通じて、適切な環境保全措置を講じるためにも地下の調査を必要とする場合が想定されます。地熱発電事業におけるボーリング調査や調査井掘削など、環境アセスメントを進める上で必要な事業計画の検討のために行われる事前調査については認められておりますので、地熱発電事業で想定される事前調査の実施について、対象事業の実施制限に関する考え方を改めて整理し、地方自治体や関係団体等に6月末までに周知して理解の促進を図ります。
2	①	水利権申請における流量調査の期間の短縮化	水利権の許可（登録）申請において使用水量の算出が必要。取水量等の調査方法については過去に簡素化が図られ、期間は、「少なくとも1年間の測定で可能」となっているが、他の観測所等の流量データを活用して相関関係の分析ができる場合等、一定の条件を満たすものについては1年間の測定は必要ないと考えられる。国交省において流量調査を1年間実施しなくても可能な場合の条件の設定を行い、通知することで、流量調査期間の更なる短縮化を図るべき。	相関関係が分析できるものについては、1年間の調査がなくとも可能と考えられるが、現状、1年より短い期間で相関を取り申請を行っても現場の河川管理者は受け付けてくれない。1年間より短くてよいという立証責任が河川管理者側にかかってくるため受け付けていないと考えられることから、国交省において条件設定を行い通知していただきたい。	国土交通省	権利内容が不明確な慣行水利権に従属する小水力発電の許可申請においては、取水量等を調査する必要がありますが、10年間のデータは必ずしも必要でなく、少なくとも1年間計測することで足りるとしています。また、この場合、必ずしも取水地点での実測を求めているものではありません。 従属発電の発電地点において流量計測を行う場合は、発電地点と慣行水利権に基づく取水地点との受益面積比、あるいは同時流量計測による換算率等により、慣行水利権に基づく取水量を推定することができます。 なお、許可を得ている他の水利権に従属する場合やダム等から放流される維持流量に従属する場合（河川に新たな減水区間を生じさせない等）、期別の取水量が確認できる慣行水利権については、登録となり、新たに取水量を調査することは求めています。	・河川法施行規則第11条 ・慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について（平成25年12月11日）	現行制度下で対応可能	権利内容が不明確な慣行水利権に従属する水力発電において1年間の調査が必要な理由は、申請された水量を取水した場合に、年間を通して下流において必要な流量が確保できるか、他の利水者が利用する水量を確保できるか、また、発電という目的については、許可の効力のある間確実に実行されなければならないため、実行の確実性という観点からも確認する必要等があるためです。 提案者の言う「1年間の測定」「1年間の調査」が、実測のことであると思われませんが、必ずしも1年間の実測を求めているものではありません。取水による他の利水者への影響が無い場合や取水によって影響がある他の利水者の同意が得られる場合においては、①取水予定地付近において河川管理者等が調査した河川流量データが又は河川環境データが存在する場合には、その調査結果を添付書類として活用可能です。また、②河川管理者等が調査した河川流量データがない場合、取水予定地点を含む流域と地形等が類似している近傍の他の観測所等の河川流量データをもとに水利使用状況から自然流量を算出した上で流域比換算により算出した河川流量データを根拠とすることを可能としています。
3	①	土地改良事業への水力発電の位置付け	現状、土地改良施設で水力発電を実施しても、施設の維持管理費に充当することまでしか認められていない。土地改良事業に水力発電を位置づけ、売電収入を土地改良区が自由に活用できるようにすることで、農業水利施設や土地改良区の抱える課題（施設の老朽化更新、離農）解決と再エネの導入促進を図るべき。	土地改良法により土地改良区の事業は限定されており、その中に発電事業は含まれていないことから、土地改良事業に必要な限り土地改良区は発電事業を行うことができない。これまで農水省は、土地改良区が行う小水力発電の売電収入を土地改良施設全体の維持管理費に充当できるよう運用見直しを行っているものの、あくまで土地改良施設の維持管理費低減の目的に限られている。	農林水産省	土地改良事業は、農用地の保全又は利用上必要となる農業用排水路や農業用道路のインフラ整備や農用地の集団化を図るため区画整理を行うなど、農業生産基盤の整備や開発を行うものであるため、発電事業は当該事業に含まれません。 一方で、土地改良法第15条第2項の規定に基づき、土地改良区は附帯事業として自己資金で発電施設（小水力発電等）を整備し、発電を行い、運営費、維持管理費及び施設更新費に売電収入を充当することが可能です。 なお、土地改良区が国の補助に係る農業農村整備事業により発電施設を整備する場合には、土地改良施設の維持管理費の軽減という補助金の目的に従って売電収入を維持管理費に充当していただく必要があります。 このほか、民間法人等が土地改良区の管理する農業水利施設を使用して発電を行う場合は、他目的使用の承認を経て行うことが可能です。	・土地改良法第2条第2項、第15条第2項 ・河川法施行規則第11条 ・慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について（平成25年12月11日）	現行制度下で対応可能	左記のとおり、土地改良区の附帯事業として発電事業を実施することにより、運営費、維持管理費及び施設更新費に売電収入を充当することが可能です。 なお、土地改良区が国の補助に係る農業農村整備事業により発電施設を整備する場合には、土地改良施設の維持管理費の軽減という補助金の目的に従って売電収入を維持管理費に充当していただく必要があることをご理解願います。
4	①	自然公園（特別地域第2種及び特別地域第3種）について、行為規制に関する許可基準の緩和	自然公園（特別地域第2種及び第3種）についての、行為規制の許可基準を緩和していただきたい。山稜線付近は風況がよく、風力適地であることが多いが、当該地域が自然公園（特別地域）である場合が多いところ、現行の工作物の新設にかかる許可基準（自然公園法第20条、同法施行規則第11条）では、開発を断念せざるを得ない。そこで、当該地域において風力発電事業を行うことができるように、かかる許可基準を緩和することをお願いしたい。	-	環境省	自然公園法に基づき、国立・国定公園の特別地域内で工作物の設置等を行うには事前の許可申請が必要であり、自然公園法施行規則に定められた許可基準その他関係通知等に基づき審査や指導がされます。	自然公園法第20条、自然公園法施行規則第11条等	現行制度下で対応可能	風力発電施設は高さ100mを超えるようなものもある大規模工作物であり、鉄塔以上に自然景観に及ぼす影響が大きいため、国土の10％に過ぎない国立・国定公園の外においても立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待されると考えられます。このため、国立・国定公園内の規模の大きい風力発電施設の立地については、審査基準等に基づき、眺望地からの見え方等を評価し、規模や配置等の影響の軽減を図るなど、個別かつ慎重に審査しています。基準等を満たしていれば、国立・国定公園内であっても風力発電施設の設置は可能であり、許可事例も存在しますが、ご指摘を受け、事業者団体や再エネ等の専門家等を含め、現状や課題に関して率直な意見交換の場を設けます。
5	①	自然公園（普通地域）について、行為規制に関する届出制の運用の改善	自然公園（普通地域）についての、行為規制に関する届出制の運用を改善していただきたい。風力発電適地が自然公園（普通地域）である場合、現行の工作物の新設については行為の種類、場所、施工方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を事前に届け出る必要がある（自然公園法第33条、同法施行規則第11条）ところ、実質的に、特別地域と同様の許可基準を充足することを要請される。そのため、特別地域と同様、開発を断念せざるを得ない。そこで、当該地域において風力発電事業を行うことができるように、かかる運用を改善することをお願いしたい。	-	環境省	国立・国定公園の普通地域において高さ30mを超える鉄塔状の風力発電施設の設置や土地の形状変更を行う際は、許可申請は不要ですが事前の届出が必要です。当該公園の風景の保護上、大きな影響を与える可能性のある行為については、環境大臣又は都道府県知事は、届出から原則30日以内に行ふ禁止若しくは制限又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができます。措置命令等に際しては、必ず基準として「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」を定めています。	自然公園法第33条等	現行制度下で対応可能	風力発電施設は高さ100mを超えるようなものもある大規模工作物であり、鉄塔以上に自然景観に及ぼす影響が大きいため、国土の10％に過ぎない国立・国定公園の外においても立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待されると考えられます。このため普通地域においては、高さ30mを超える場合のみ届出していただき、個別に措置命令等の必要性を判断しています。大規模な風力発電施設であっても風景の保護上支障がなければ届出により設置可能であり、小規模なものは自然公園法の手続きなく設置可能ですので、設置事例も存在しますが、ご指摘を受け、事業者団体や再エネ等の専門家等を含め、現状や課題に関して率直な意見交換の場を設けます。
6	①	技術的ガイドラインの改定	本ガイドラインは、2012年10月の環境影響評価法施行令の改正に伴い、環境影響評価法で行う調査内容であった自然公園法に基づく風力発電施設の設置に係る審査の内容と重複する事項については見直しが行われたものの、「山稜線を分析する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない」の解釈及び運用において、事業者が風力発電事業を推進することを躊躇させることとなっているため、見直しを行っていただきたい。見直しに際しては、同ガイドライン発行後の検討結果(例えば、NEDO「既設風力発電施設等における環境影響実態把握結果」において、風力発電施設の見え方に対する知見や適切な評価指標が提案されたこと等)や新たな知見等を収集・分析すると共に、風力発電施設の開発計画の最近の動向等を踏まえた上で、同ガイドラインの検証を行い、実態に即していない内容については見直し・改定を行っていただきたい。併せて、自然公園法施行規則第11条に規定する自然公園法の許可基準の細部解釈及び運用方法を定めた「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」（平成22年4月1日付け環自国発第100401008号 環境省自然環境局長通知）の改廃もお願いしたい。	-	環境省	「国立・国定公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」は、平成21年に専門家へのヒアリング、景観分野全般の学術知見や事例の整理等により作成され、さらに平成25年に見直しが行われたものであり、自然公園法施行規則第11条に規定する自然公園法の許可基準の細部解釈及び運用方法を補足する具体的な考え方として取り扱われています。	国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン	現行制度下で対応可能	風力発電施設は高さ100mを超えるようなものもある大規模工作物であり、鉄塔以上に自然景観に及ぼす影響が大きいため、国土の10％に過ぎない国立・国定公園の外においても立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待されると考えられます。このため、国立・国定公園内の規模の大きい風力発電施設の立地については、審査基準等に基づき、眺望地からの見え方等を評価し、規模や配置等の影響の軽減を図るなど、個別かつ慎重に審査しています。ご指摘の「既設風力発電施設等における環境影響実態把握結果（NEDO）」など、様々な知見も収集・分析しつつ、事業者団体や再エネ等の専門家等を含め、現状や課題に関して率直な意見交換の場を設けます。
7	①	技術的ガイドラインの適用又は準用しないことの明確化	環境省は国立・国定公園地域外の立地については同ガイドラインに適合することを求めているところ、実態は異なる（同ガイドラインに適合することを求めている、若しくは国立・国定公園近傍での開発計画に難色を示している都道府県が存在する）ため、環境省におかれてはこの状態を放置せず、同ガイドライン発行者として実態を改善するよう適切に対処（例えば、国立・国定公園地域外には適用・準用しないことを環境省より地方自治体へ通知するなど明確化）していただきたい。国立・国定公園地域外であり、都道府県立自然公園地域内での開発計画において、都道府県が同ガイドラインへの適用若しくは準用を理由に挙げ、環境アセスメント図書の送付を受けられなかった事例があるため、このような実態は改善していただきたい。	-	環境省	「国立・国定公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」は、平成21年に専門家へのヒアリング、景観分野全般の学術知見や事例の整理等により作成され、さらに平成25年に見直しが行われたものであり、自然公園法施行規則第11条に規定する自然公園法の許可基準の細部解釈及び運用方法を補足する具体的な考え方として取り扱われています。なお、当該規定は国立・国定公園外の風力発電施設について定められたものではありません。	国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン	対応	「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」は、国立・国定公園内に風力発電施設を設置する際の許可基準についての細部解釈を補足する具体的な考え方であり、公園区域外の風力発電施設について定めているものではありません。この旨を都道府県宛に5月中に通知します。
8	①	自然公園について、許可なし届出手続きの窓口一元管理化	自然公園の許可ないし届出手続における横断的な事務局・窓口等を設置していただきたい。特に、山稜線付近（国有林・民有林・県や行政管轄境界等）への計画の増加が今後見込まれるところ、自然公園法（工作物新設の許可ないし届出）に加えて森林法（林地開発、保安林作業許可・解除等）上の手続きも必要となり、複雑化・長期化が想定される。これらの手続に関わる管轄審査当局はそれぞれ異なっているため、例えば、合同協議・審査の枠組を構築していただくなど、審査側及び事業者側の双方にとつての負担軽減が図られるよう、運用改善をお願いしたい。また、これらに係る都道府県における相談・協議では、環境アセスメント手続と同時並行して扱ってもらえない場合や、配慮書の送付が受け付けられず事業推進の目途が立たないために事業者が検討を中断する場合もあるため、環境アセスメント手続が適切に、且つ円滑に進められるような運用をお願いしたい。	-	環境省、農林水産省	自然公園法と森林法はそれぞれ環境省と林野庁の先事務所や自治体の担当部局等を窓口として、各法律の目的や基準等により審査や手続きをしています。	自然公園法第20条、第33条等 森林法第10条の2、第26条、第26条の2、第34条	現行制度下で対応可能	各法律等に基づく申請の受理・審査はそれぞれの担当部局で行う必要がありますが、同時の申請を可能にする等の運用を行っているところであり、引き続き適切かつ迅速に審査できるように努めてまいります。なお、環境影響評価法は、計画段階環境配慮書について事業を実施しようとする者が都道府県等の関係する行政機関へ意見を求める場合に都道府県が送付を受け付けないという事態は想定されず、そのような場合があれば環境省として当該地方自治体に対して適正に法が実施されるよう所要の措置を行うため、具体的な事例があれば環境省に御報告いただけるよう事業者への周知を行います。
9	①	国及び都道府県に関する自然公園に関する情報のアップデート及び開示	国及び都道府県の自然公園に関する情報のアップデート、及びより詳細な土地情報の開示を随時行っていただきたい。国立公園ないし国定公園の指定に関する情報、及び特別地域、普通地域の指定に関する情報が精緻でない場所があり、風力発電事業の開発を検討する際、まず、当該地域にいかなる制限がかかるのかを確認することにつき、事業者において多くの労力を費やすこととなっている。また、環境省EADASでマップ化されている場所であったとしても、より詳細な土地情報の開示が管轄行政機関より行われない場合があることから、一律ずつの照会をかける必要があり、確認に多くの時間を要する。また、一部私下等あり、民有地になっている場合には、その境界を確定するための正確な情報がない場合が多く、その場合、現地調査、測量等により判断する必要があり、更に時間と費用がかかることとなる。また、情報管理と合理化（行政負担減）の観点から、自然公園に関する情報の整理及び開示に際してはシステム化を志向することが望ましいと料する。	-	環境省	各国立公園のHPにおいて指定書や区域図等を公開しているほか、環境省のEADASで自然公園区域・地権区分情報その他自然環境情報について様々なデータを公表しています。	なし	現行制度下で対応可能	既に環境省のEADASで自然公園区域・地権区分情報その他自然環境情報について様々なデータを公表しているところであり、引き続き事業実施に参考になる情報の収集・公表に努めてまいります。なお、公園内の土地所有情報については環境省で網羅的に把握しておらず、開示する権限も有していません。

# 第7回要望と回答 ③市場制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	③	非FIT由来のコーポレートPPAに対する再エネ賦課金の免除は、物理的な電力供給を伴うPPAに限定すべきではない。	<p>先般発表した声明に示されているように、在日米商工会議所（ACCJ）は、日本政府が発表した2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという目標を全面的に支持しており、日本における大規模な再生可能エネルギー投資を可能にするための規制緩和策を提言してきた。公的補助金に頼ることなく、また日本の納税者や電力料金支払者に負担をかけることなく、日本における再生可能エネルギーの供給を迅速かつ手頃な価格で拡大するために、ACCJは、日本政府が、民間資金による企業の再生可能エネルギー電力購入契約（PPA）の世界的に証明された可能性を逃さず利用するよう期待している。</p> <p>ACCJの提言が公表されて以来、経済産業省/資源エネルギー庁のワーキンググループや内閣府の規制改革推進会議など、企業による再生可能エネルギーの購入オプションの拡大に関する議論が行われているのは心強いことである。しかしながら、市場主導型の企業による再生可能エネルギーへの投資が他の先進国と同じ規模で日本で加速するために必要となる重要な措置が欠けていることに、ACCJは引き続き懸念を抱いている。以下では懸念される点を示し、現在の検討で欠けている点に対処するための提案を行う。</p>	<p>【問題点】</p> <p>（1）経済産業省/資源エネルギー庁が、コーポレートPPAを介して、固定価格買取制度（FIT）の枠外で再生可能エネルギーを購入する企業の再生可能エネルギーの賦課金の免除を提唱することにより、日本における再生可能エネルギーのコストを下げようとしている。</p> <p>しかしながら、企業需要家は、現在の議論が特定の種類のPPAのみに集中しているように見えることに懸念を抱いており、非FIT由来のコーポレートPPAに対する再生可能エネルギーの免除が、物理的な電力配送を伴うPPAに限定されないようにすべきであると考えている。</p> <p>世界の多くの地域では、物理的な電力供給を必要としないバーチャルPPAが、新たな再生可能エネルギー投資の最大の推進力の一つとなっている。より多くの再生可能エネルギーを柔軟かつ手頃な価格で供給するために、再生可能エネルギーの企業需要家や発電事業者は、このアプローチをとることが多くなっている。一方で、エネルギー需要家は、補助金のためのコストが請求書に加算されることを回避することもできる。</p> <p>再生可能エネルギーのような補助金に頼らないコーポレートPPAは、より多くの再生可能エネルギープロジェクトを創出するよう企業需要家および発電事業者の双方を動機付け、日本の他の消費者やエネルギー利用者に負担をかけずにクリーンなエネルギーを送電網に供給することができる。</p> <p>従来、再生可能エネルギーがメガワット時（MWh）あたりの価格で化石燃料と競合するためには、公的資金の投入が不可欠であったが、コーポレートPPAでは、太陽光発電所や風力発電所などの再生可能エネルギー源の建設費用を購入者である企業または発電事業者が全額負担することになる。</p> <p>バーチャルPPAは、発電事業者とオフテイカー（買主）の間で結ばれる契約で、電力の物理的な交換や引渡しを必要とせず、通常は固定の長期間に渡る差額決済契約（CID）に基づいて基礎となる電力の価格が決済される。CIDでは、発電事業者と買主が、電力の「行使価格」と、契約期間中の市場ベースの参照価格」に合意する。市場参照価格が行使価格よりも低い場合、買主はその差額を支払う。一方、参照価格が行使価格よりも高い場合、発電事業者はその差額を買主に支払う。</p> <p>このように、バーチャルPPAは、発電事業者に電力の長期固定価格を提供することにより、再生可能エネルギーの発電事業者が公的補助金に頼ることなくプロジェクトの資金調達することを可能にする。再生可能エネルギーの購入者である企業が全額を負担する、より脱炭素型のグリッドミックスを実現するだけでなく、電力の物理的供給を必要とするPPAで可能となっているよりもさらに多様でより遠隔の地域での開発の拡大を可能にするという利点もある。また、企業がバーチャルPPAで購入した電力は、決められた決済場所である卸電力市場で販売され、購入者は引き続き電力会社が設定した料金で、電力会社から購入するため、卸電力市場での再生可能エネルギーの取引が増加する。柔軟性、利便性、拡張性を兼ね備えたバーチャルPPAは、企業需要家、発電事業者、そして社会全体の三者を利する、win-win-winのアプローチである。</p> <p>バーチャルPPAは、日本でも成長の大きな推進力となる可能性を秘めているため、日本の非FIT由来のコーポレートPPAに対する再生可能エネルギーの賦課金の免除の対象を検討する際に除外すべきではない。今後、日本のPPAに適用される免除措置は、電力の物理的な供給を伴うものに限らず、すべてのタイプのPPAに等しく適用されるべきである。</p> <p>（2）非FIT由来の再生可能エネルギーの企業調達に対する障壁をさらに減らすためには、日本の政策立案者と規制当局が、非FITのNFCを、再生可能エネルギーの発電事業者とPPAの契約をした消費者の間で双方向に譲渡できるようにすることが重要である。経済産業省2でこの問題に関する議論が行われていることを心強く思うとともに、この問題を解決するために引き続き注力されることを要望する。</p> <p>日本の企業需要家が、グローバルな再生可能エネルギーのコミットメントを実践していくためには、環境属性や再生可能エネルギー証書（REC）で認証された再生可能エネルギーを購入できることが重要であり、日本の場合には一般的にNFCの活用を意味する。</p> <p>しかしながら、現在の日本では、エネルギー供給構造高度化法により、非FITのNFCの譲渡は発電事業者と小売業者間に限定されている。例えば、今日世界中で企業の再生可能エネルギーに関するPPAの最も一般的な手段の1つであるバーチャルPPAを介して、発電事業者と最終消費者の間で非FITのNFCを二者間で直接転送することは現在認められていない。これは、商品デリバティブ取引法に基づく申請義務に加えて、日本でバーチャルPPAを実現するための最も明確な規制上の障壁の1つである。したがって、非FITのNFCを発電事業者とPPA契約を結んだ消費者の間で双方向に譲渡できるようにすることは、日本で企業向けバーチャルPPAを介して非FIT由来の再生可能エネルギー市場を迅速に拡大するための重要な規制緩和事項となる。</p> <p>発電事業者と需要家の間でNFCの二者間移転を可能にする改正がなければ、企業需要家は、温室効果ガスプロトコル3に基づいて、発電からエンドユーザーまでの再生可能エネルギー請求権を契約し追跡するための国際的に認められた手段であるI-REC（International Renewable Energy Certificate）のような代替手段を探すことになるだろう。I-RECは、最近、日本での使用が承認され、これにより二重計上のリスクを回避しつつ、NFCとの相互作用が可能となる。</p> <p>（3）最後に、2022年にFITからFIP（Feed-in-Premium）制度に移行するにあたり、日本の政策立案者と規制当局は、今後のFIP制度が卸売市場の価格にできるだけ近い基準価格を維持するよう、できる限りの方策を講じるべきである。</p> <p>これは最近の日本の政策審議では十分に議論されていないが、コーポレートPPAが日本で普及するかどうかには決定的な影響を与える重要なポイントである。</p> <p>日本ではこれまで、高額で長期固定の固定価格買取制度により、PPAの基準価格が高くなっていた。これは、再生可能エネルギー発電事業者が、FIT価格よりも低い価格で再生可能エネルギー電力を販売するインセンティブがほとんどないためである。FIP基準価格を2022年以降の卸電力料金にできる限り近づけることは、日本の再生可能エネルギー事業者がPPAを真剣に検討する動機付けとなり、日本の納税者や電力料金支払者の負担を下げ、平等な競争の場を実現し、再生可能エネルギーのコーポレートPPAが日本で迅速に拡大する条件を整えることにつながる。</p>	経済産業省	<p>再エネ特措法において、再エネの買取に要する費用については、電力の需要家全体で公平に負担する観点から、需要家が使用した電気に対してその使用量に応じた負担を求める仕組みとして、「小売電気事業者から電気の利用者に対して供給された電気」に対して賦課金を徴収することとしています。</p> <p>なお、自家消費や自己託送により使用された電気は、これに該当しないため、現行制度では賦課金を徴収する対象となっていない。</p>	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	事実確認/検討を予定	<p>再生可能エネルギーの賦課金は、FIT制度を通じて導入が拡大した再生可能エネルギーに係る費用負担を広く社会全体で支えるためのものです。そのため、制度の現状欄記載のとおり「小売電気事業者から電気の利用者に対して供給された電気」に対して賦課金を徴収し、電気の使用量に応じて全国一律で公平に負担いただくこととしており、この仕組みを維持することが、電気の利用者の理解を得ていくために重要だと考えています。</p> <p>「コーポレートPPAを介して、固定価格買取制度（FIT）の枠外で再生可能エネルギーを購入する企業の再生可能エネルギーの賦課金の免除を提唱している」という御指摘をいただいておりますが、そういった事実はありません。</p> <p>なお、自家消費や自己託送により使用された電気は、「小売電気事業者から電気の利用者に対して供給された電気」に該当しないため、現行制度では賦課金を徴収する対象となっておりません。PPA等の普及のために自己託送の定義を広げると、自己託送により賦課金の徴収対象外となる電気を使用する者が増加し、その分他の電気の利用者の負担が増えることになるため、今後、再生可能エネルギー事業者による需要家への直接供給の広がりや実態、ニーズを把握しつつ、必要に応じ、賦課金の負担の在り方について検討していく考えです。</p>
2	③	非FITの非化石証書（NFC）については、再生可能エネルギーの発電事業者とPPAを結んだ需要家との間で譲渡できるようにすべきである。	<p>先般発表した声明に示されているように、在日米商工会議所（ACCJ）は、日本政府が発表した2051年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという目標を全面的に支持しており、日本における大規模な再生可能エネルギー投資を可能にするための規制緩和策を提言してきた。公的補助金に頼ることなく、また日本の納税者や電力料金支払者に負担をかけることなく、日本における再生可能エネルギーの供給を迅速かつ手頃な価格で拡大するために、ACCJは、日本政府が、民間資金による企業の再生可能エネルギー電力購入契約（PPA）の世界的に証明された可能性を逃さず利用するよう期待している。</p> <p>ACCJの提言が公表されて以来、経済産業省/資源エネルギー庁のワーキンググループや内閣府の規制改革推進会議など、企業による再生可能エネルギーの購入オプションの拡大に関する議論が行われているのは心強いことである。しかしながら、市場主導型の企業による再生可能エネルギーへの投資が他の先進国と同じ規模で日本で加速するために必要となる重要な措置が欠けていることに、ACCJは引き続き懸念を抱いている。以下では懸念される点を示し、現在の検討で欠けている点に対処するための提案を行う。</p>	同上	経済産業省	<p>小売電気事業者のみが非化石証書を購入可能となっており、需要家直接非化石証書を購入することはできなくなっています。</p>	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律	検討を予定	<p>現在、非化石価値取引市場の見直しを行っており、FIT由来の再生可能エネルギーに、需要家もアクセス可能な再生可能エネルギー市場を創設します。見直しの中において、非FIT由来の再生可能エネルギーに対する需要家アクセスについても別途検討予定です。</p>

# 第7回要望と回答 ⑤その他※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	⑤	日本の政策立案者と規制当局は、今後導入されるFIP制度について、卸売市場の料金にできるだけ近い基準価格を維持するためにできる限りの方策を講じるべきである。	<p>先般発表した声明に示されているように、在日米商工会議所（ACCJ）は、日本政府が発表した2052年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという目標を全面的に支持しており、日本における大規模な再生可能エネルギー投資を可能にするための規制緩和策を提言してきた。公的補助金に頼ることなく、また日本の納税者や電力料金支払者に負担をかけることなく、日本における再生可能エネルギーの供給を迅速かつ手頃な価格で拡大するために、ACCJは、日本政府が、民間資金による企業の再生可能エネルギー電力購入契約（PPA）の世界的に証明された可能性を逃さず利用するよう期待している。</p> <p>ACCJの提言が公表されて以来、経済産業省/資源エネルギー庁のワーキンググループや内閣府の規制改革推進会議など、企業による再生可能エネルギーの購入オプションの拡大に関する議論が行われているのは心強いことである。しかしながら、市場主導型の企業による再生可能エネルギーへの投資が他の先進国と同じ規模で日本で加速するために必要となる重要な措置が欠けていることに、ACCJは引き続き懸念を抱いている。以下では懸念される点を示し、現在の検討で欠けている点に対処するための提案を行う。</p>	<p>【問題点】</p> <p>(1) 経済産業省/資源エネルギー庁が、コーポレートPPAを介して、固定価格買取制度（FIT）の枠外で再生可能エネルギーを購入する企業の再生可能エネルギーの免除を提唱することにより、日本における再生可能エネルギーのコストを下げようとしている。</p> <p>しかしながら、企業需要家は、現在の議論が特定の種類のPPAのみに集中しているように見えることに懸念を抱いており、非FIT由来のコーポレートPPAに対する再生可能エネルギーの免除が、物理的な電力配送を伴うPPAに限定されないようにすべきであると考えている。</p> <p>世界の多くの地域では、物理的な電力供給を必要としないバーチャルPPAが、新たな再生可能エネルギー投資の最大の推進力の一つとなっている。より多くの再生可能エネルギーを柔軟かつ手頃な価格で供給するために、再生可能エネルギーの企業需要家や発電事業者は、このアプローチをとることが多くなっている。一方で、エネルギー需要家は、補助金のためのコストが請求書に加算されることを回避することもできる。</p> <p>再生可能エネルギーのような補助金に頼らないコーポレートPPAは、より多くの再生可能エネルギープロジェクトを創出するよう企業需要家および発電事業者の双方を動機付け、日本の他の消費者やエネルギー利用者に負担をかけずにクリーンなエネルギーを送電網に供給することができる。</p> <p>従来、再生可能エネルギーがメガワット時（MWh）あたりの価格で化石燃料と競合するためには、公的資金の投入が不可欠であったが、コーポレートPPAでは、太陽光発電所や風力発電所などの再生可能エネルギー源の建設費用を購入者である企業または発電事業者が全額負担することになる。</p> <p>バーチャルPPAは、発電事業者とオフテイカー（買主）の間で結ばれる契約で、電力の物理的な交換や引渡しを必要とせずに、通常は固定の長期間に渡る差額決済契約（CID）に基づいて基礎となる電力の価格が決済される。CIDでは、発電事業者と買主が、電力の「行使価格」と、契約期間中の市場ベースの参照価格」に合意する。市場参照価格が行使価格よりも低い場合、買主はその差額を支払う。一方、参照価格が行使価格よりも高い場合、発電事業者はその差額を買主に支払う。</p> <p>このように、バーチャルPPAは、発電事業者に電力の長期固定価格を提供することにより、再生可能エネルギーの発電事業者が公的補助金に頼ることなくプロジェクトの資金を調達することを可能にする。再生可能エネルギーの購入者である企業が全額を負担する、より脱炭素型のグリッドミックスを実現するだけでなく、電力の物理的供給を必要とするPPAで可能となっているよりもさらに多様でより遠隔の地域での開発の拡大を可能にするという利点もある。また、企業がバーチャルPPAで購入した電力は、決められた決済場所である卸電力市場で販売され、購入者は引き続き電力会社が設定した料金で、電力会社から購入するため、卸電力市場での再生可能エネルギーの取引が増加する。柔軟性、利便性、拡張性を兼ね備えたバーチャルPPAは、企業需要家、発電事業者にも、そして社会全体の三者を利する、win-win-winのアプローチである。</p> <p>バーチャルPPAは、日本でも成長の大きな推進力となる可能性を秘めているため、日本の非FIT由来のコーポレートPPAに対する再生可能エネルギーの免除の対象を検討する際に除外すべきではない。今後、日本のPPAに適用される免除措置は、電力の物理的な供給を伴うものに限らず、すべてのタイプのPPAに等しく適用されるべきである。</p> <p>(2) 非FIT由来の再生可能エネルギーの企業調達に対する障壁をさらに減らすためには、日本の政策立案者と規制当局が、非FITのNFCを、再生可能エネルギーの発電事業者とPPAの契約をした消費者の間で双方向に譲渡できるようにすることが重要である。経済産業省2でこの問題に関する議論が行われていることを心強く思うとともに、この問題を解決するために引き続き注力されることを要望する。</p> <p>日本の企業需要家が、グローバルな再生可能エネルギーのコミットメントを実践していくためには、環境属性や再生可能エネルギー証書（REC）で認証された再生可能エネルギーを購入することが重要であり、日本の場合には一般的にNFCの活用を意味する。</p> <p>しかしながら、現在の日本では、エネルギー供給構造高度化法により、非FITのNFCの譲渡は発電事業者と小売業者間に限定されている。例えば、今日世界中で企業の再生可能エネルギーに関するPPAの最も一般的な手段の1つであるバーチャルPPAを介して、発電事業者と最終消費者の間で非FITのNFCを二者間で直接移転することは現在認められていない。これは、商品デリバティブ取引法に基づく申請義務に加えて、日本でバーチャルPPAを実現するための最も明確な規制上の障壁の1つである。したがって、非FITのNFCを発電事業者とPPA契約を結んだ消費者の間で双方向に譲渡できるようにすることは、日本で企業向けバーチャルPPAを介して非FIT由来の再生可能エネルギー市場を迅速に拡大するための重要な規制緩和事項となる。</p> <p>発電事業者と需要家の間でNFCの二者間移転を可能にする改正がなければ、企業需要家は、温室効果ガスプロトコル3に基づいて、発電からエンドユーザーまでの再生可能エネルギー請求権を契約し追跡するための国際的に認められた手段であるI-REC（International Renewable Energy Certificate）のような代替手段を探すことになるだろう。I-RECは、最近、日本での使用が承認され、これにより二重計上のリスクを回避しつつ、NFCとの相互作用が可能となる。</p> <p>(3) 最後に、2022年にFITからFIP（Feed-in-Premium）制度に移行するにあたり、日本の政策立案者と規制当局は、今後のFIP制度が卸売市場の価格にできる限り近い基準価格を維持するよう、できる限りの方策を講じるべきである。</p> <p>これは最近の日本の政策審議では十分に議論されていないが、コーポレートPPAが日本で普及するかどうかにかかわらず決定的な影響を与える重要なポイントである。</p> <p>日本ではこれまで、高額で長期固定の固定価格買取制度により、PPAの基準価格が高くなっていった。これは、再生可能エネルギー発電事業者が、FIT価格よりも低い価格で再生可能エネルギー電力を販売するインセンティブがほとんどないためである。FIP基準価格を2022年以降の卸電力料金にできる限り近づけることは、日本の再生可能エネルギー事業者がPPAを真剣に検討する動機付けとなり、日本の納税者や電力料金支払者の負担を下げ、平等な競争の場を実現し、再生可能エネルギーのコーポレートPPAが日本で迅速に拡大する条件を整えることにつながる。</p>	経済産業省	<p>2022年4月に施行される改正再生エネ特措法では、その目的の一つとして、再生可能エネルギーの市場取引等による供給を促進するための交付金等を講ずることにより再生エネの利用を促進することが掲げられています。また、同法では、2022年度に施行されるFIP制度の基準価格について、FIT制度の調達価格と同様に、再生可能エネルギーが効率的に供給される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、価格目標や適正な利潤等を勘案して、調達価格算定委員会の意見を尊重して定めるものと規定されています。</p> <p>また、FIP制度においては、再生可能エネルギーの市場取引等による供給を促進するための交付金（プレミアム）は、同法に基づき、「基準価格」から「参照価格」（市場価格等を勘案して算定される額）を控除した額をもとに算定され、卸電力取引市場における取引又は小売電気事業者等への卸取引（市場取引等）により供給された電気に対して交付されます。</p> <p>2022年度の基準価格については、調達価格等算定委員会で審議が重ねられた上で、調達価格等算定委員会「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」が、2021年1月に取りまとめられています。具体的には、FIP制度における各区分等の基準価格は、FIP制度導入当初は各区分等のFIT制度の調達価格と同水準とすること、2022年度の太陽光発電（50kW以上250kW未満）の基準価格は10円/kWhとすること等が意見として取りまとめられています。</p>	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法／電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件	事実確認／検討を予定	<p>FIP制度においては、認定を受けた発電事業者がコーポレートPPAを結ぶ場合も支援対象となります。FIP認定を受けた発電事業者は、PPAを含め、自ら市場取引等をした電気の量に応じて、法律に基づき算定されるプレミアムを受け取ることができますが、その際、PPAの価格の設定は自由であり、卸電力取引市場の価格水準やそれより低い水準とすることも可能です。</p> <p>他方、再生エネの発電コストについては、世界的には急激な低減が進んでいるものの、日本は海外に比べて高く、現状は、FIP制度等の国民負担を伴う政策的支援が必要です。このため、中長期の価格目標の設定や入札制の活用とともに、低コスト化に向けた研究開発等を進めています。こうした施策を一体的に講じることで、再生エネの発電コストを低減させ、国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいります。</p>